

令和2年12月

お客さま各位

小浜信用金庫

未利用口座管理手数料の新設に伴う普通預金規定等の改定について

未利用口座管理手数料の新設に伴い、普通預金規定等を下記のとおり改定させていただきます。改定後の規定につきましては、令和3年1月1日以降に開設された普通預金口座（総合口座を含みます）および貯蓄預金口座から適用させていただきます。

改定後の規定をご要望の際は、令和3年1月1日以降に当金庫ホームページに掲載いたしますので、ご覧くださいますようお願いいたします。

1. 未利用口座管理手数料の改定の対象となる預金規定

- (1) 普通預金規定
- (2) 貯蓄預金規定
- (3) 定期性総合口座取引規定

2. 規定改定日

令和3年1月1日（金）

3. 改定内容

上記1の各規定に以下の条項を新設いたします。

○（未利用口座管理手数料）

- (1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下、本条において「手数料」といいます）をいただきます。
 - ① 令和3年1月1日以降に開設された普通預金口座（総合口座を含みます）または貯蓄預金口座であること
 - ② 預入れまたは払戻し（利息の組入れおよび手数料の引落しを除きます）の利用が2年以上一度もないこと
 - ③ 預金残高が1万円未満であること
 - ④ 同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債などの預かり金融資産のお取引がないこと
 - ⑤ 同一店舗において、借入れがないこと
- (2) 前項すべての条件に該当した場合、口座名義人に対しお届けの住所にご案内文書を送付します。ご案内文書の送付後、3ヶ月経過後においてもお取引がないときは、当該口座から、払戻請求書等によらず、手数料を引落します。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落します。
- (3) 手数料の引落しに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。
- (4) ご負担いただいた手数料の返却および解約した口座の再利用には応じられません。

ご不明な点がございましたら、お取引店または下記お問い合わせ先までご連絡ください。

以上

<本件にかかるお問い合わせ先>

小浜信用金庫 業務部 TEL:0770-53-2126

(R20200319) 2020.12